

# 「放課後児童クラブの安全対策に関する調査」<改善意見の通知に対する改善措置状況（フォローアップ）の概要>

【通知先】厚生労働省 【通知日】令和4年3月28日 【回答日】令和5年2月28日（改善状況は令和5年2月28日現在）

総務省中部管区行政評価局では、災害や事故・ケガ等が発生した場合の備えを中心に、放課後児童クラブの安全に関する取組状況及び市町村からの支援状況について調査を実施。令和4年3月、調査結果を公表

## 改善通知（主な調査結果）

厚生労働省に対し、以下の事項を通知

- 全国の市町村に対して、域内の放課後児童クラブに、放課後児童クラブ運営指針における災害時や事故・ケガ等発生時の対応マニュアルの趣旨について、改めて周知徹底するよう注意喚起を行うこと。

### <主な調査結果>

- ① マニュアルが作成されていないほか、マニュアルとしての役割が果たされていない資料等をマニュアルと認識していた施設があった。（いずれも民立施設）
- ② 調査対象とした6市はいずれも、立入検査の際に、マニュアルの内容を詳細に確認し、助言や指導をすることまでは行っていなかった。

## 主な改善措置状況

厚生労働省において、以下のような改善措置を実施

- 各都道府県・市町村に、以下の事項について通知（令和4年5月31日）
  - ① 放課後児童クラブに対し、災害発生時や事故・ケガ発生時等の対応マニュアルの作成の重要性について改めて周知
  - ② マニュアルの策定状況・内容を把握し、必要に応じて助言・指導を行う

### <上記措置後の市町村の取組例（当省確認結果）>

- ・ 「職員の役割分担がされているか」、「避難経路を複数設定しているか」など、マニュアルの内容が適切であるかを確認する項目を含んだチェックリストを放課後児童クラブに作成・配布。立入検査でチェックリストを活用してマニュアルの内容を確認し、指導・助言を実施。見直し状況は、来年度の立入検査で確認予定
- ・ 民立の放課後児童クラブの担当者会議を開催し、マニュアル作成の重要性について説明。その際に市作成のマニュアルを提示する等により支援を実施
- ・ 市内全ての放課後児童クラブを対象に、災害対応マニュアルを中心としたマニュアルの内容に係る研修を開催

なお、令和4年11月、厚生労働省は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）において、放課後児童クラブに対して、安全に関する事項についての計画の策定を義務付けた。（注）

省令改正に伴い各都道府県・市町村に発出された事務連絡では、安全確保に関する取組の具体例として、災害時や事故・ケガ発生時等の対応マニュアルの作成・共有を行うことを示している。

（注）令和5年4月1日から努力義務とし、6年4月1日から義務化

# 「放課後児童クラブの安全対策に関する調査」 ＜改善意見の通知に対する改善措置状況（フォローアップ）の概要＞

## 【総務省中部管区行政評価局による調査の実施時期】

実施時期 令和3年6月～令和4年3月

【通知日及び通知先】 令和4年3月28日 厚生労働省

【回答年月日】 厚生労働省 令和5年2月28日  
※ 改善状況は令和5年2月28日現在

## 【調査の背景事情】

- 放課後児童クラブとは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業（放課後健全育成事業）を行う施設である。放課後健全育成事業は、その地域の実情に応じて、市町村が主体となって実施している。
- 厚生労働省は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）及び「放課後児童クラブ運営方針」（平成27年3月31日付け雇児発0331第34号）により、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくこととしている。
- 「放課後児童クラブ運営指針」では、災害時や事故・ケガ等発生時の対応マニュアルの作成が求められている。
- 総務省中部管区行政評価局は、放課後児童クラブについて、災害や事故・ケガ等が発生した場合の備えを中心に、放課後児童クラブの安全に関する取組状況及び市町村からの支援状況を調査した。

通知事項等	改善措置状況
<p data-bbox="181 204 1090 344" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">全国の市町村に対して、域内の放課後児童クラブに、放課後児童クラブ運営指針における災害時や事故・ケガ等発生時の対応マニュアルの趣旨について、改めて周知徹底するよう注意喚起を行うこと。</p> <p data-bbox="181 384 707 416">&lt;総務省中部管区行政評価局の調査結果&gt;</p> <p data-bbox="181 421 1095 561">○ 22 の放課後児童クラブに対して災害時や事故・ケガ等発生時の対応マニュアルの作成状況を調査した結果、マニュアルが作成されていないほか、マニュアルとしての役割が果たされていない資料等をマニュアルと認識していた施設がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="219 603 1095 997">・ 災害時対策マニュアルの作成状況 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="264 639 824 671">i) マニュアルが作成されていない (2 施設)</li> <li data-bbox="264 676 1095 852">ii) 保護者向け資料 (入所時の利用者手引) において、警報等発令時の施設の対応や開閉所の判断などが触れられているため、これを災害時対策マニュアル扱いとしているが、同資料では単一な事項しか触れられておらず、マニュアルとしての役割が果たされていない (2 施設)</li> <li data-bbox="264 857 1095 997">iii) 消防計画や水防法 (昭和 24 年法律第 193 号) に基づく洪水時の避難確保計画等、作成の趣旨が異なるものを災害時対策マニュアル扱いとしており、マニュアルとしての役割が果たされていない (3 施設)</li> </ul> </li> <li data-bbox="219 1002 1095 1254">・ 事故・ケガ等発生時の対応マニュアルの作成状況 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="264 1038 824 1070">i) マニュアルが作成されていない (6 施設)</li> <li data-bbox="264 1075 1095 1254">ii) 保護者向け資料 (入所時の利用者手引) において、病気・ケガ等の際の保護者への対応などが触れられているため、これを事故・ケガ等発生時の対応マニュアル扱いとしているが、同資料では、単一な事項しか触れられておらず、マニュアルとしての役割が果たされていない (1 施設)</li> </ul> </li> </ul>	<p data-bbox="1122 204 1592 236">&lt;厚生労働省が講じた改善措置状況&gt;</p> <p data-bbox="1122 240 2089 528">○ 令和 4 年 5 月 31 日付けで、各都道府県・市町村の放課後児童健全育成事業担当部 (局) に対して「放課後児童クラブにおける災害時や事故・ケガ発生時等の対応マニュアルの作成について」の事務連絡を発出し、以下の事項を依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1144 384 2089 448">・ 管下の放課後児童クラブに対し、災害発生時や事故・ケガ発生時等の対応マニュアルの作成の重要性について改めて周知すること</li> <li data-bbox="1144 453 2089 528">・ マニュアルの策定状況・内容について把握し、必要に応じて助言・指導を行うこと</li> </ul> <p data-bbox="1122 568 2089 855">○ なお、令和 4 年 11 月 30 日に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 (令和 4 年厚生労働省令第 159 号)」において、放課後児童クラブに対して、安全に関する事項についての計画の策定を義務付けた。(注 1)</p> <p data-bbox="1144 711 2089 855">省令改正に伴い、各都道府県・市町村の民生主管 (局) 宛てに発出された事務連絡 (注 2) では、当該取組の具体例として、災害発生時や事故・ケガ発生時等の緊急時の対応マニュアルの作成・共有を行うことを示している。</p> <p data-bbox="1144 860 2089 951">(注) 1 令和 5 年 4 月 1 日から努力義務とし、6 年 4 月 1 日から義務化 2 放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について (令和 4 年 12 月 21 日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡)</p>

通知事項等	改善措置状況
<p>○ 調査対象とした6市はいずれも、立入検査の際に、マニュアルの内容を詳細に確認し、助言や指導をすることまでは行っていなかった。</p>	<p>&lt;上記措置後の市町村の取組例（当省確認結果）&gt;</p> <p>(例1)</p> <p>災害等（5種類：地震、火災、水害、台風、不審者対応）及び事故・ケガのマニュアルについて、内容が適切であるかを確認するという項目（例：「職員の役割分担がされているか」、「避難経路を複数設定しているか」、「保護者への引き渡しについて明記しているか」等）を含んだチェックリストを作成し、市内の放課後児童クラブへ配布した。各放課後児童クラブでチェックし、市で回収。回収したチェックリストを参考に、立入検査でマニュアルの内容について確認し、助言・指導を行った。見直し状況は、来年度の立入検査で確認予定である。</p> <p>(例2)</p> <p>民立の放課後児童クラブの担当者会議を開催し、マニュアル作成の重要性について説明。その際に市作成のマニュアルを提示する等により支援を実施した。</p> <p>(例3)</p> <p>市内全ての放課後児童クラブを対象に、災害対応マニュアルを中心とした、マニュアルの内容に係る研修を開催。立入検査でマニュアルの内容をチェックしたところ、施設によって内容の充実度に差がある状況であったため、今回の研修テーマを設定した。</p>